

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|-------|---------------|------------|----------|
| 薩摩川内市 | 斧淵地区 | 令和2年12月18日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|---|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 139.1ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 80.8ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 42.7ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 33.9ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | 14.6ha |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| (1) 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、斧淵地区では19.3ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。 |
| (2) 後継者が少ない。 |
| (3) 鳥獣及びジャンボタニシによる被害がある。 |
| (4) 荒川内地区の田圃は一筆当たりの面積が小さく、大型機械が入るような農道も整備されていない。 |
| (5) 作りやすい田圃の引き受け手はいるが、作りにくい田圃は引き受け手がない。 |
| (6) 水源の確保が難しい。 |
| (7) 湿田対策が必要。 |

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

斧淵地区の農地利用は、認定農業者10経営体や認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|---|
| 農地の集約化を図るため農地所有者は原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。 |
| 荒川内地区においては、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、基盤整備に取り組む。また、基盤整備後においては稲作以外に、収益性の高いヤマノイモやハウスキンカン等の生産に取り組む。他の地区(浦田地区(段差解消)、旧東郷小前)でも基盤整備が出来ないか検討する。 |
| 市等の補助事業を活用し鳥獣被害防止柵を設置することで、鳥獣被害防止対策を行う。冬場の耕起を行うとともに、適正な薬剤処理を行うことでジャンボタニシの被害を抑える。 |
| 高齢で農業は辞めたが機械を持っている人と、機械は持っていないが定年したばかりで労力を提供できる方とのマッチング(集落営農)を検討する。 |